

# 屋久島森林管理署交渉（全国林野関連労働組合屋久島森林管理署分会）

## 議事要旨

1 日 時 令和4年12月19日（水）17：20～18：20

2 場 所 屋久島森林管理署 会議室

3 出席者

屋久島森林管理署	黒木 興太郎	署長
同	倉本 雅則	次長
同	荒木 逸郎	総括事務管理官
屋久島森林生態系保全センター	山部 裕一	所長
全国林野関連労働組合屋久島森林管理署分会	高本 宗昭	執行委員長
同	柿本 一宏	副執行委員長
同	松永 一彦	書記長
同	藤井 武史	執行委員
同	古川 拓也	執行委員
同	川畑 一歩	執行委員

4 交渉事項

- (1) 定員要求及び空席ポストの解消について
- (2) ポストギャップについて
- (3) 山上手当について
- (4) 狩猟期の安全確保について
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 定員要求及び空席ポストの解消について  
職員団体)

働き方改革による超過勤務縮減等の取組の一環として、要員を十分確保、配置し、常態的に超過勤務が発生しないような状態にしていただきたい。

当署の定員数は足りているが、3級4級職ポストに一般職員が割り当てられている現状をどう考えているか。

当局）九州局全体の定員数は約600人で、当署は21名となっている。依然として局全体の要員は厳しく、退職者の増加と一般会計後のポスト任用年齢の引き上げが相まって、若手職員はいるが中堅を担う職員が非常に少なく、「人はいるがポストに就かせられない。」という状況が続いている。

当署は、優秀な若手職員が揃っていると考えており、その頑張りはもちろんであるが、上司

である各総括や整備官等にも指導やフォロー等に尽力いただいており感謝申し上げる。

また、森林生態系保全センターについても同じような状況にあると認識しており、引き続き貴組合および職員相互のご理解とご協力をお願いする。

なお、ポストに見合った要員の配置等についてはこれまでどおり機会あるごとに上局に対して強く要望して参りたい。

## (2) ポストギャップについて

職員団体)

担当する職員の級より上の級の業務をしている職員がおり、手当の支給と昇格基準の緩和をを要求する。

特にセンターでは、一般職員の負担が大きくなっていることから、改善を求める。

また、センターの業務は特殊であるため、一般職員が他署へ異動となった際は業務に慣れるまで時間を要することから、署の業務についての研修を充実させることを求める。

当局) 基本的にはポストグレードにあった職員を配置すべきだと考えているが、一般会計化後のポスト別の定数と林野庁および局全体の職員の年齢別構成には大きな乖離があることから、全ての職員をポストグレードにあった配置とすることは、現実的には非常に難しい問題であると考えている。

昇格基準の緩和や手当の支給については、署に当事者能力がないことから、本要望については、誠意をもって上局に進達したい。

また、センターの一般職員については、これまでどおり署で行う OJT への参加や収穫調査への応援業務など、署の業務についても経験が積めるよう、署とセンターで連携して研修等の実施に取り組んで参りたい。

## (3) 山上手当について

職員団体)

山上手当の適用用務拡大等の早期実現をお願いしたい。

山上手当については、現場業務の特殊性を踏まえ、現地調査、監督・検査用務、有害鳥獣捕獲業務等適用用務の拡大をお願いしたい。

たとえば、有害鳥獣捕獲は危険を伴うとともに精神的なダメージも大きいが、サルなどの目的外動物がワナにかかった場合の対応は支給対象となっていない。

このような業務からでも先に適用の拡大と手当の増額を順次行っていただくようお願いする。

当局) 各種手当については、人事院規則等で決められているところである。

収穫調査や鹿の殺処分については山上手当の適用範囲となっているが、巡視やその他現場業務、ワナの設置や目的外の動物への対応は山上手当の対象になっていない。

現場の実情は理解しているが、山上手当の支給要件や増額については、署に当事者能力がないことから、本要望については誠意を持って上局に進達したい。

## (4) 狩猟期における安全確保について

職員団体)

狩猟期の安全に関する呼びかけが十分になされていないと感じる。屋久島では過去に獵銃による職員災害が発生していることから、職員の安全確保のための取組を一層強化するようお願いする。

当局) 狩猟期の安全対策については、3号通達に基づき実施しており、狩猟期開始前には職員に対しての安全対策を徹底すると共に、関係機関等に対しても安全対策を要請しているところであるが、なお一層安全対策の周知徹底を図って参りたい。

#### (5) その他

職員団体)

若手職員の人材育成についてどのように考えているか。また新任のグループ担当者研修は現在実施されているのか。初めて担当業務となった場合は、局での何らかの研修的なものがなければ業務は遂行出来ない。聴講生でもいいので研修受講できるようお願いする。

当局) 将来を担う若手職員の育成は必須であり、業務研修やOJT、職場での実務等を通じた知識や技術等を習得させることで、将来を担う若手職員の人材育成に努めて参りたいと考えている。

また、局では、新任のグループ担当者研修を担当者会議に置き換えた課もあること聞いてるので、そのような機会には、関係者を出席させるよう努めて参りたい。

職員団体)

昨年度の交渉経緯を踏まえて、今年度の職員によるシカ捕獲期間を削減していただき感謝申し上げる。

職員自らシカ捕獲に従事することで、有害鳥獣が森林に与える影響等を肌身で感じができるなど、組合としても継続して協力していくべきだと考える所以、引き続き、期間を区切り職員の安全に配慮してうえで実行してもらいたい。

当局) 職員実行による有害鳥獣捕獲にご理解とご協力いただき感謝申し上げる。

有害鳥獣捕獲については、来年度も梅雨時期や狩猟期には実施しないなど、期間を区切り安全に配慮したうえで実施していきたいと考えている。

また、シカ協定や地元との関係、ワナかけ技術の伝承などの面からも、引き続き貴組合のご理解とご協力をお願いする。

職員団体)

屋久島に赴任する場合の自動車航送料は現在赴任旅費の対象外であるが、生活するには必要不可欠であることから赴任旅費の対象となるよう要求する。

当局) 自動車航送料については、旅費法で決められているところである。

実情は理解するが、本要望については、署に当事者能力がないことから、上局に進達するこ

ととしたい。

職員団体)

内示の早期化をお願いするとともに、内々示の際の仮宿舎委員会の資料に自家用車等の有無を把握する必要があるのではないか（公共交通機関が少ないため）。

また、赴任旅費の概算払いなどの制度検討と旅費の早期支給をお願いする。

当局) 内示については、近年は約2週間前、内々示についても平成30年度から引越し難民対策として2月中旬に行っているところであるが、内示の早期化および赴任旅費の支給に関する要望については、署には当事者能力がないことから上局へ進達することとしたい。

また、引越し難民対策に付随する調書に関する意見については、局総務課に伝えることとしたい。

職員団体)

令和4年度のOJTは計画どおりに進んでいるのか。

当局) 令和4年度のOJTは現時点で約40%の進捗であり、残りの計画については、3月に集中しないよう取り組んで参りたい。

職員団体)

署と保全センターの連携が不足しているように感じる。

管理者はリーダーシップの発揮と目配り・気配りに心がけ、署とセンターを纏めてもらいたい。

また、特定の職員に負担が集中しないように努めていただきたい。

当局) センターは、主に世界自然遺産地域内の保全管理業務を行う局直轄の組織であり、署とは業務内容が異なっていることから、全ての業務を連携して実施して行くことは難しいと考えているが、署とセンターの管理者が連絡等を密にして、お互いに協力する体制を強化して参りたい。

また、業務の協力に当たっては、特定の職員に集中しないよう、調整を図りながら進めることとしたい。